

はじめに

新しい学習指導要領は小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から実施されています。

今回の学習指導要領改訂のポイントとして、社会に開かれた教育課程、育成を目指す資質・能力の明確化、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラムマネジメントの推進などが挙げられますが、特別支援教育に関する規定も大幅に改善されました。具体的には、特別支援学級等における教育課程編成の基本的な考え方や、通常の学級においても個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に分かるよう充実が図られました。また、学習指導要領の各教科等解説においては、障害のある児童生徒への配慮が、それぞれの教科の学習を進めていく上での、想定される「困難さ」「指導の工夫の意図」「手立て」の3段階で示されるようになりました。

千葉県教育委員会では、この学習指導要領を踏まえ、障害のある児童生徒等の学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法の考え方、実践が、先生方にとって分かりやすく、より身近なものになるよう、千葉県版の「学びの困難さに対する指導の手立て集」を作成しました。

全ての先生方が適切な指導及び必要な支援を提供することにつながり、障害のある児童生徒がその能力や可能性を最大限に発揮しつつ、自立と社会参加に向けて生き生きと活躍できるよう、また、個に応じた教育の更なる充実を図るための一助となればと考えています。

本冊子が活用され、児童生徒等の十分な学びの保障へとつながることを心から願っています。

令和4年3月

千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長

青木 隆一

本冊子の内容については、千葉県教育委員会（特別支援教育課）のホームページにカラー版にて、掲載する予定です。
研修などで、どうぞ御活用ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/index.html>

